

定額減税補足給付金(不足額給付)のお知らせ

申請期限が近づいてきています。手続きがお済みでない方は、お早めの申請をお願いします。期限を過ぎると給付対象となりません。

申請期限 10月31日(金) 必着

対象者 次の1または2に該当する方

1. 当初調整給付の算定に際し、2023年(令和5年)所得等を基にした推計額(2024年(令和6年)分推計所得税額)を用いて算定したことなどで、2024年(令和6年)分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額が生じた方(不足額給付(1))
2. 次の要件をすべて満たす方(不足額給付(2))
 - ・令和6年分の所得税額と令和6年度の個人住民税所得割がどちらもゼロであること。(本人として定額減税の対象外)
 - ・税制度上、「扶養親族」から外れてしまう。(扶養親族等としても定額減税の対象外)
 - ・低所得世帯向け給付金(2023年度(令和5年度)住民税非課税世帯給付金、2023年度(令和5年度)住民税均等割のみ課税世帯給付金、2024年度(令和6年度)住民税非課税世帯等給付金)対象世帯の世帯主や世帯員に該当していない。

申込み方法

- ・「支給のお知らせ」が届いた方は、原則手続きは不要です。
- ・「支給確認書」が届いた方は、確認・記入のうえ必要書類を添付し期限までに返送してください。

ただし、給付対象に該当する方のうち、不足額給付(2)に該当する方は、ご自身で申請書の提出が必要となる場合があります。

詳しい情報は、村ホームページをご確認ください。

お問い合わせ:税務課 ☎966-1206

恩納村Web口座振替受付サービス

各種料金の口座振替をパソコン、スマートフォンから簡単にお申込みができるサービスです。

銀行の窓口へ出向く必要がなく、口座振替依頼書の記入や押印も不要です。納め忘れがなく便利な口座振替をぜひご利用ください。

対象の税金・料金

- 村県民税 ●固定資産税 ●軽自動車税 ●国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料 ●保育料 ●村営住宅家賃
- 村営住宅共益費 ●給食費 ●上下水道料金

対象の金融機関

- 沖縄銀行 ●琉球銀行
- 沖縄海邦銀行

利用条件 キャッシュカード発行済みの個人の普通預金口座

取扱時間 8:00~22:00(土日・祝日含む)

詳しく
はこちら

